

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成25年度 第3回 武蔵村山市民保養施設検討委員会
開 催 日 時	平成25年5月9日（木） 午前9時30分 ～
開 催 場 所	中部地区会館403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：下田市民部長（委員長）、比留間企画財務部長（副委員長）、藤本職員課長、雨宮協働推進課長、田代産業観光課長、島田高齢福祉課長、山田生涯学習スポーツ課長、神子企画政策課長、岩井財政課主査
議 題	1 会長挨拶 2 検討報告案について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	2 今後の方針 検討委員会での意見を踏まえ、市民ゆっ旅事業について報告案にまとめ、平成26年4月1日制度開始を目指す。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>○委員長 「2 報告事項」について、事務局より報告をお願いする。</p> <p>●事務局 本日、各委員へ前回の会議録を配布しているが、内容について修正等があれば、16日までに事務局までお願いする。</p> <p>○委員長 「3 議題」についてであるが、(1) 検討報告書(案)について、事務局より報告をお願いする。</p> <p>●事務局 報告書について、説明させていただく。レジュメ10をご覧ください。武蔵村山市民保養所利用者補助制度検討委員会開催状況という日程が入っているものであるが、平成24年9月27日及び平成25年1月21日に委員会を開催し、その際に建設的な意見を多数いただき、本日、報告書案にまとめさせていただいた。</p> <p>1 ページをご覧ください。検討委員会を開催させていただいた趣旨を記載させていただいた。事業開始から30年を経過する中で行政評価委員会等の意見が多くあり、又、公平性の問題や財政上の問題等が提起されており、当該問題を解消すべく検討委員会を開催したことを述べている。</p> <p>次に2 ページをご覧ください。概要等についてお示ししている。市民保養所の開始年度は昭和56年度となっており、基本計画の位置付けは第四次長期総合計画第二章に記載されている。実施根拠は武蔵村山市民保養施設の利用に関する要綱である。事業の内容としては、6か月以上市内在住の市民を対象に、契約施設の宿泊費補助を行っている。補助額は、一般旅館は大人3,000円、子供2,000円、一般保養所は、大人子どもとも2,000円、栄村の旅館は、大人3,500円、子供2,500円、栄村保養所は、大人子どもとも2,500円となっており、栄村については無制限の利用となっている。</p> <p>次に、(2) 市民保養施設の選定範囲であるが、当初は市民が気楽に旅行できる範囲として、本市を中心に半径200キロ圏内とし、1エリアに1施設、概ね30施設という考えを尊重してきた。しかし、市制施行20周年記念事業としてこの枠を外し、多様な市民ニーズに対応したいとして、現在は制限を設けず選定するに至っている。3 ページになるが、平成24年度末現在、旅館・保養所合計で231施設となっており、中には利</p>

用者が無い、または極少数の施設もあるといった現状となっている。

4ページ・5ページをご覧いただきたい。(2) 市民保養施設利用人数及び補助金交付額の状況であるが、合計欄平成22年度には延べ利用者2,566人、決算額671万円。平成23年度は、延べ利用者2,607人、決算額734万円、平成24年度は延べ利用者2,237人、決算額590万円となっており、多少の推移があるものの、状況は変化していない。この状況は、(3) 市民保養施設利用率にも表れており、延べ人数についても、重複を除く実人数についても、利用率3%を前後する低迷した状況となっている。

次に(4) リポート状況であるが、こちらは申請書に「初めて利用する」「利用歴有」「定期的に利用」のうち一つを丸で囲んで回答していただき、また、宿泊後にアンケートはがきを返送してもらうのであるが、平成22年度の回答率は82.7%と最も高かったので、ご覧いただきたいと思う。「利用歴有」が37.1%、「定期的に利用」が25%、合わせると62.1%になり、リポート率が高い事業であると思われる。

次に(5) 年齢別市民保養施設利用状況であるが、各年度とも60歳以上の利用率が非常に高くなっており、高齢者の利用が多いことが窺える。

次にP.6の「4 検討委員会における検討」についてご覧いただきたい。(1)の問題点として、1点目は、利用率の低迷と併せて利用者の固定化である。2点目は、仮に利用率を上げた場合に予算の維持が困難であること。また3点目は、娯楽的な性格を有するこの制度への、税金を投入する意義の問題である。しかし、姉妹都市栄村の復興支援のための支出も行っていることから、一括りでは考えられない問題となっていた。

続いて、(2) 検討の経過をご覧いただきたい。本委員会では、これら3点の解決方法を考え合わせた結果、1点目・2点目については利用率が上がらない、しかし利用率を上げれば予算確保が困難だという中で模索しても、解決策は見つからないのではないかと考えた。また3点目の税金投入の是非については、栄村の補助の問題と切り離し、予算を伴わない新たな方法を考える必要があると結論した。

8ページの「5 今後の方向について」をご覧いただきたい。今後の方法についてであるが、限られた予算の中で市民の健康づくりのための新たな施策を本委員会で検討した結果、新制度を提案することとし、企画名は「市民ゆっ旅事業」とした。目的は、市民の保養と健康増進である。助成の内容としては、市民に対し「ゆったりカード(仮称)」を発行し、本市と協定した日帰り施設、宿泊施設、また一部旅行会社のパッケージ等を市民が利用した際、カードを提示して割引を受けるというものである。ただし、栄村だけは復興支援のため補助金制度は存続し、この新企画からは切り離すこととした。効果としては、一般施設への補助金支出がなくなり、栄村だけの支出となるため、予算を大幅に削減することができる。またカードは市民となった日から利用できることとする。このため市民は補助金申請の度に、その都度来庁する必要がなくなり、当初にカード発行を受けるために一度来庁するだけである。また、カードの期限内であれば何度も利用できる。また、日帰り施設や旅行会社のパッケージ割引を追加したことで、新たな利用者を獲得することが可能になる。また、施設等は「契約」という形ではなく、「協定」となり、エリア制限なく協定施設を増やすことができ、市民の選択の幅が広がる。さらに、副次的な効果として、例えば、MMスタンプ加盟店で、カードを提示するとポイントを付与していただくことや、将来的に図書館カードや住基カード等との一本化なども期待される。

報告書の案については、以上である。

○委員長
質問または意見を願います。

○委員
8ページに記載されている、カードを提示した市民が利用した際、施設において一定の利用割引を実施するという点について、施設というものは、これから決まったら契約みたいなものをするのか。

●事務局
今、打診をしている最中であり、現在契約中の施設についてもこのような案（割引制度）の提示をしている。いくつかのところはPRさえしてくれば良いということで、手応えを得ている。また、日帰り施設についても奥多摩方面の施設に打診しており、このような制度でも契約について良いというような回答を得ている。

○委員
一定の割引はそれぞれの施設において1割や2割など、ばらばらになるのか。

●事務局
平日は20%、休日は10%と一律になるようにしたいと考えている。

○委員
栄村は従前どおりになるのか。

●事務局
栄村については補助を手厚くと考えている。

○委員
手厚くとはどのようなものか。今まで通り同じようにするのか。

●事務局
補助金額を上げること。具体的には今はそのようなことを考えている。

○委員
今までよりも補助金額を上げるのか。

●事務局
金額を上げようかという案でまとめようかと思っている。

○委員
では、栄村については現行制度を存続させるのか。

●事務局
栄村は補助金制度としては、現行の制度を残すと考えている。

○委員
MMスタンプも使えるのか。

●事務局
一応、会長に打診をしてある。会長は、使えるようにしても良いと回答している。

○委員
MMスタンプのカードを使うわけではないのか。それとは別にカードを作るのか。

●事務局
MMスタンプ加盟店で買い物をした時にゆっ旅カードを提示し、ポイントをサービスしてくれるとういうことである。

○委員
ポイント付与ということになるのか。

●事務局
そのように考えている。

○委員
付与されたポイントで施設が割引するというわけではないのか。

●事務局

そうではない。あくまで副次的効果である。ゆっ旅カードを作る時の、お得な1つの例としてである。

○委員

MMスタンプ側としてのメリットはないのではないか。

●事務局

ポイントが溜まるから買い物をする等があるのではないか。

ポイント付与については、実際にMMスタンプの加盟店は自治会や介護予防の団体などが集会などの時に買い物をした際に、多めにポイントを付けるというサービスはすでに実施しているそうである。

○委員

住基カード、図書館カードとの一本化とは何か。

●事務局

住基カードは、私どもの部会でも住基カードの多目的利用ができないかと行政サービス部会で考えてほしいと求められたことがある。また、図書館カードも単体であるが、これらを合わせた一枚のカードにできればと考えている。今後の可能性として。

○委員

住基カードはゆっ旅カードと一緒にするという事で考えてしまうと、発行手数料が発生してしまわないか。

●事務局

そういうことになる。

○委員

ゆっ旅カードは無料で交付するというのであれば、住基カードは発行手数料がかかるので、ゆっ旅カードの会員登録手数料が500円かかるということになってしまうのではないか。

○委員

住基カードは転出後も他市で継続利用できるが、他市へ転出した後でもゆっ旅カードとして使えてしまうのではないか。

●事務局

そういう意見をふまえると市内限定の図書館カードとの一本化が考えられるのではないかと思われるが、住基カードについては除いた方が良くかもしれない。

○委員

栄村はゆっ旅カードと補助制度の両方利用ができ、併用するというようになるのか。それともゆっ旅カードは除くのか。

●事務局

ゆっ旅カードと補助制度は、全く切り離していこうと考えている。

○委員

全国で、当市と提携（協定）を結んでくれるような施設はあるのか。

●事務局

狛江市も既に行っており、70施設ぐらいと協定しているとのことである。

○委員

もし70施設と契約を結んだ場合に、70施設全てのPRも当市が行わなければならないのか。

●事務局

ホームページに掲載することや、パンフレットを取り寄せて、ラックに入れて窓口で配布することなどでPRになるのではないかと考えている。

○委員

市報で施設の一覧表を掲載し、当市ではこのような施設をご利用いただけますなど、そういったことをPRすればいいのか。

●事務局

そのように考えている。

○委員

70施設というのはどのような施設なのか。

●事務局

従前からの契約施設が第一に名乗りをあげている。そのほかに、一般の旅館やホテル等が新たに続々と加わっていったという話は聞いている。

○委員

日帰りの施設もその対象のなかに入っているのか。

●事務局

狛江市ではその部分を利用者数の確保のため、新たに開拓したそうである。

○委員

それはどのぐらいか。

●事務局

4施設と契約している。当市でもそれくらいは契約できるのではないかとと思われる。

○委員

日帰り施設とは日帰り温泉のことか。

●事務局

そうである。足湯を含む、日帰り温泉のことである。大きく割引はできないと思われるが。

○委員

500円ぐらいか。

●事務局

それくらいになるかと。

また、本市も現在契約している保養施設に打診してみたところ、“はい”との答えが21施設あり、すでに返答が返ってきている。

○委員

以前に、議会や行政評価委員会の意見といったものがあつたが、議会はどう言っているのか。

●事務局

議員からの意見で、旅行会社と協定して、旅行会社に任せるのはどうかとのことである。その場合、市民は市役所に来庁しなくてよい。旅行会社に市民がパッケージツアーを頼んだ場合に、そこについて補助金を旅行会社に出す。今、福生市がそういった方法を実施している。また、このような案で旅行会社にやらせるのはどうかとの意見もあり、そもそも税金を投入しないで、制度を廃止してしまえばいいとの意見もある。このような意見が今まで出ている。

○委員

今回このカードは、旅行会社と契約をする可能性はあるのか。

●事務局

ある。

○委員

そうすると、旅行会社のパッケージのようなものから10%割引などになるのか。

●事務局

特定のパッケージ商品になると思われるが、それについて割引をすると

いう、そういう話をいただいている。

○委員

旅行会社に頼むときにカードを見せればいいのか。

●事務局

ゆっ旅カードを持っているということを契約の前に言えば、割引をする
と考えている。

○委員

例えば10人で行った場合に、5人しかゆっ旅カードを持っていなければ、5人しか割引できないのか。

●事務局

代表者がゆっ旅カードを提示すれば割引いてくれてもいいのではないかと
いう考えもあるのではないかと。

○委員

狛江市の利用率は上がっているのか。

●事務局

狛江市では10月に始めたとのことで、半期に一回しか利用実績を上げ
させていないため、まだ反響があがってきていない。

○委員

現在行っているのは狛江市だけなのか。

●事務局

そうである。狛江市からは、カードの発行枚数は300件程と聞いている。

○委員

ゆっ旅カードの有効期限は具体的にどのくらいを予定しているのか。

●事務局

当初は2年間くらいで予定しており、あとは1年ごとに申請をしてもら
うといった事を考えている。有効期限切れの1か月ほど前から受付け可能
とすることも考えている。

○委員

転出時は回収するのか。

●事務局

回収できるようにお願いをする。

○委員

ゆっ旅カードを持っている人の管理はしないのか。

●事務局

申請されたら住基端末で住基登録されているかどうかチェックする。ま
た、通し番号を付すので、その番号で管理を行う。

○委員

図書カードと一本化との関連はどうなるのか。

●事務局

図書館と調整をしなければならない。

○委員

図書館に住基端末は無いが、どうするのか。

●事務局

申請は役所で行っていただく。

○委員

そうすると、図書館カードも市役所で発行するのか。

●事務局

従前の図書カードを持ってきてもらい、それにゆっ旅カードを付ける。

○委員

図書館カードの有効期限はあるのか。

●事務局

ない。

○委員

その場合、図書カードは有効期限がなくて、ゆっ旅カードには有効期限が1年といったことが起きてしまう。

○委員

図書館カードは他市在住でも在勤在学していれば発行できるが、どうするのか？

●事務局

各委員からの意見を考えると、図書カードとの一本化は難しいと思われる。MMスタンプとの連携を考えていこうと思う。

○委員

ゆっ旅カードは予約しなくても現地で提示すればいいのか。

●事務局

支払前に提示すればよい。

○委員

旅行会社で予約した場合は現地で見せる必要は無いのか。

●事務局

はい。

○委員

旅行会社はこういう事ができるのか。

●事務局

1社は応じてくれている。自社のパッケージ商品で、商品のいくつかは候補として可能だと言っている。市でそういった旅行が可能であることをPRすればいいかと思う。

○委員

全体的な内容は悪くないが、業者の手助けを行政がすることに関しての問題はないのか。

●事務局

現在の制度にしても、もともとが業者ありきの制度であり、新制度においても同じことで、問題はないと考える。

○委員

予算的には、カードの印刷やパンフレットの印刷くらいか。

●事務局

そうなると思われる。

○委員

あとは栄村の補助金くらいか。

●事務局

はい。

○委員

細かい話のだが、有効期限内に転出した人なら市外に出た人でも使えてしまうのか？

●事務局

宿泊台帳に住所を書いてしまえば判明すると思われる。それはないと思う。

○委員

旅館の方からすると市から補助なしで割引するわけであって、市民が来てくれることによって集客が見込まれるわけだから、他市の市民であろうが、泊まってくれればよいということもあるのではないか。

- 事務局
そういうこともあるかもしれない。
- 委員
実施は来年の4月1日からなのか。
- 事務局
カード発行を先に始めて、現行制度と並行して走らせることも可能かと考えている。
- 委員
わかりにくくなるのではないか。
- 事務局
では、広報して、4月から一気にゆっ旅事業を始めるということでもいいだろうか。
- 委員
これをスタートして市民課で仕事が増えるということはないのか。
- 事務局
カード発行の時に、説明が増えることはあると思う。
- 委員
加盟店の加除等、パンフレットの更新はどうするのか。
- 事務局
できればホームページが一番手っ取り早いと思われる。紙ベースであると、その都度改訂の繰り返しになってしまう。また、既に紙を持っている人に改訂を周知しなくてはならないためである。
- 委員
年に一回は紙ベースも更新するのか。
- 事務局
はい。そして、ホームページについては加盟した施設をタイムリーにお知らせをしていきたいと考えている。
事務局としては、今回の制度は選択肢の一つとしてスタートできればいいと考えている。
- 委員
行政評価としては何と言っているのか。
- 事務局
前回の会議録（第2回）に記載されている。
- 委員長
他に何か意見があるだろうか。
- 委員
なし
- 委員長
無いようなので、ここまでの各委員からの意見、表現の全体の統一等を事務局の方でまとめていただいて、再度、報告については事務局の方でお願いします。
- 委員長
それでは、議題2その他についてであるが、各委員から何かあるか。
- 委員
なし
- 委員長
事務局からは何かあるか。
- 事務局
ない。
- 委員長

	それではこれを以って、第3回武蔵村山市市民保養所検討委員会を終了する。
--	-------------------------------------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： 0 人
-----------------	---	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部	市民課（内線：142）
-------	-----	-------------

（日本工業規格A列4番）